

平成 24 年 3 月 27 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 12 条及び第 19 条第 3 項(第 34 条第 1 項において準用する場合を含み、同条第 2 項において準用しない場合を除く。第 4 条において同じ。)の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準、当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格基準及び水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第 2 条 法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設の工事又はその増設若しくは改造の工事のうち次に掲げるものとする。

- (1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の増設又は大規模な改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、**1 年以上水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、**1 年 6 箇月以上水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校による専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、**2 年 6 箇月以上水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校による中等学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、**3 年 6 箇月以上水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (5) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、**第 1 号の卒業生にあつては 6 箇月以上、第 2 号の卒業生にあつては 1 年以上水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (6) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上**水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (7) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、**6 箇月以上水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (8) **5 年以上水道又は簡易水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**

(水道技術管理者の資格)

第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) **前条の布設工事監督者の資格を有する者**

- (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については**2 年以上**、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者については**3 年以上**、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については**4 年以上水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (3) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校の卒業者については**2 年 6 箇月以上**、同条第 3 号に規定する学校の卒業者については**3 年 6 箇月以上**、同条第 4 号に規定する学校の卒業者については**4 年 6 箇月以上水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (4) 外国の学校において、第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上**水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (5) **5 年以上水道又は簡易水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者**
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

#### 附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。